

茨城県報

第359号

平成4年7月6日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●茨城県環境影響評価要綱実施要領の一部改正(環境管理課).....	1
●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課).....	2
●土地改良事業の工事の完了(3件)(農地管理課).....	2
●道路の区域の変更(道路維持課).....	3
●道路の供用の開始(//).....	3
●計量法に基づく定期検査の実施(計量検定所).....	4
●換地処分のお知らせ(土地改良事務所).....	4

(選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第7回定例会の招集.....	4
------------------------	---

公 告

●開発行為の工事完了(8件)(建築指導課).....	5
●道路の位置の指定(5件)(//).....	7

訓 令

(教育委員会)

●特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令及び茨城県教育庁等職員服務 規程の一部を改正する訓令.....	7
--	---

告 示

茨城県告示第820号

茨城県環境影響評価要綱実施要領(昭和58年茨城県告示第1281号)の一部を次のように改正する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹内藤男

第6条第3項ただし書を削る。

付 則

この告示は、平成4年7月12日から施行する。



茨城県告示第821号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録記号番号	登録年月日	国民健康保険医等氏名
茨国医 8252	H. 4. 5. 27	重 松 昭 夫
茨国医 8253	H. 4. 5. 28	藤 井 正 実
茨国医 8254	H. 4. 6. 11	井 原 達 哉
茨国医 8255	H. 4. 6. 11	鈴 木 明 美
茨国医 8256	H. 4. 6. 11	藤 枝 毅
茨国歯 2526	H. 4. 6. 5	天 野 祐 治
茨国薬 1930	H. 4. 5. 28	朴 啓 美
茨国薬 1931	H. 4. 6. 3	半 谷 明日香
茨国薬 1932	H. 4. 6. 6	伊 沢 由 利 江
茨国薬 1933	H. 4. 6. 6	福 田 祥 子
茨国薬 1934	H. 4. 6. 6	近 江 智 子
茨国薬 1935	H. 4. 6. 6	鈴 木 サ ト
茨国薬 1936	H. 4. 6. 9	藤 島 勤
茨国薬 1937	H. 4. 6. 12	羽 生 政 宏

茨城県告示第822号

県営真瀬地区土地改良事業(ほ場整備)の工事は、平成4年3月31日をもって完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第823号

県営筑波地区土地改良事業(ほ場整備)の工事は、平成4年3月31日をもって完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第824号

県営高浜入地区土地改良事業（ほ場整備）の工事は、平成4年3月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成4年7月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市吾妻一丁目 16番2地先から	旧	メートル 最大 68.0	メートル 4,756.0	
		最小 25.0		
つくば市大字西平塚 字梨ノ木332番1地先まで	新	最大 68.0	4,756.0	
		最小 25.0		
		最大 50.0	4,321.0	
		最小 25.0		

茨城県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成4年7月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 瓜連停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡瓜連町大字瓜連字保土通546番地先から
那珂郡瓜連町大字瓜連字遠野764番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年7月6日

茨城県告示第827号

計量法(昭和26年法律第207号)第143条の規定により、計量器定期検査を行う区域、期日及び場所を次のように定めたので公示する。

平成4年7月6日

茨城県計量検定所長 吉 田 馨

区 域	期 日	場 所
水戸市、土浦市、古河市、下館市、勝田市、結城市、北茨城市、那珂湊市、常陸太田市、水海道市、下妻市、石岡市、那珂郡、真壁郡、結城郡、猿島郡	平成4年9月1日から 平成4年10月15日まで (ただし、土、日、祭 日を除く)	計量法第142条ただし書きに規定する計量器の所在の場所

茨城県告示第828号

平成4年6月12日付け土土改指令第10号をもって認可した青木地区の換地計画については、福岡堰土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成4年7月6日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第36号

平成4年茨城県選挙管理委員会第7回定例会を次のとおり招集する。

平成4年7月6日

茨城県選挙管理委員会
委員長 鈴木 貞 男

- 1 日 時 平成4年7月10日(金)
午後3時から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38
茨城県議会特別会議室
- 3 議 題
 - (1) 海区漁業調整委員会委員一般選挙の執行について
 - (2) 市町村選挙の結果について
 - (3) 政治団体の設立届出、解散届出の状況について
 - (4) そ の 他

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 4 年 7 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高野字遍張 3 7 2 番 1, 3 8 9 番

2 事業主の住所及び氏名

勝田市高野 7 1 6 番

小 泉 恵 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂湊市部田野字山崎 3 2 1 8 番 2, 3 2 2 5 番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂湊市部田野字山崎 3 2 1 8 番 2

株式会社 磯前商店

代表取締役 磯 前 和 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市足崎字西原 1 4 5 7 番 1 8 3, 同番 1 8 5 から同番 1 8 6 まで, 同番 2 0 6 から同番 2 0 8 まで, 同番 5 6 8

2 事業主の住所及び氏名

勝田市東石川 2 3 4 6 番 1 2

鈴 木 健 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字砂山 2 6 2 6 番 1 7, 2 6 2 6 番 4 1

2 事業主の住所及び氏名

神奈川県横浜市神奈川区神之木町 8 番 2 3 号

日本パレットシステム(株)

代表取締役 飯 田 佐 武 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市鹿の子2丁目9884-1

2 事業主の住所及び氏名

石岡市鹿の子2丁目6番37号

市村利男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字布川字折戸1203番1, 同番2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町1716

東日本薬品(株)

(代)岩崎三郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市観音台1丁目34-8, 34-9

2 事業主の住所及び氏名

神奈川県茅ヶ崎市浜竹1丁目11番45号

株式会社 大八木商店

代表取締役 大八木 信 昭

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市中郷町松井字入合作119番26, 同番28, 粟野字滑石田789番1, 1217番6, 同番7, 同番8, 同番10, 同番12, 1218番, 1219番1, 1220番, 1221番, 1222番, 1223番, 1224番, 1225番, 1226番, 1227番1, 同番2, 1232番3, 同番4, 同番7, 同番8, 汐見ヶ丘8丁目103番144, 10丁目110番1, 同番12, 同番13, 松井字入合作108番1, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 109番1, 同番5, 113番29, 同番31, 同番32, 119番19, 同番29

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市磯原町磯原726番3

常磐興産株式会社 開発事業本部北茨城支店

支店長 来 栖 文 治

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成4年7月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
高土木指令 第273号	4.6.23	有限会社 常東製材所 代表取締役 小田木真一	高萩市安良川 428-1	高萩市高萩字駒木原 800-9	メートル 4.18	メートル 34.13
浦土木指令 第1089号	4.6.22	川又 定雄	新治郡千代田町 新治1832の8	新治郡千代田町大字新 治字筭崎 1832-84, 1832-87	4.00	22.45
境土木指令 第726号	4.6.12	㈱ ヒカリ 建 設 代 遠藤光夫 ㈱ 華 王 代 秋山康俊	総和町大字駒羽 根280-5 総和町大字下辺 見2145-12	総和町大字西牛ヶ谷 字久保844-11	4.20	33.60
石土木指令 第399号	4.6.16	増田 光哉 増田 守男	石下町向石下 421-1 取手市西1丁目 15-16	下妻市大字小島字新堀 958, 959-3, 961- 2, 959-14	4.20	34.60
境土木指令 第755号	4.6.23	滝口 信之	境町長井戸 338-6	境町字里ノ内554-2, 555-4, 556-3, 556-5	4.25	28.85

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会訓令第5号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令及び茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成4年7月6日

茨城県教育委員会委員長 金 澤 英 三

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令及び茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令の一部改正)

第1条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令（昭和41年茨城県教育委員会訓令第2

号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「1週間のうち5日は8時間及び1日は4時間とし」を「1日につき8時間とし」に、「平成元年4月23日」を「平成4年7月12日」に、「6日」を「8日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

第2条第1項中「1日8時間の勤務を要する日」を「前条第2項の規定により勤務時間を割り振られた日」に改める。

(茨城県教育庁等職員服務規程の一部改正)

第2条 茨城県教育庁等職員服務規程(昭和41年茨城県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項を次のように改める。

職員の勤務時間は、休日を除き次のとおりとし、日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とする。

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、その間において午後零時15分から45分の休憩時間を置く。

第37条第1項中「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

第38条第1項第1号中「(土曜日は午後零時30分)」を削る。

様式第6号の注書中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成4年7月12日から施行する。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)